

1

けっこん
結婚

日本では、日本人と外国人、外国人と外国人が結婚することを「国際結婚」といいます。手続きをするときは、結婚する2人のそれぞれの国の法律を適用します。

どちらかが日本人のときは、日本の法律が適用され、次の全部に当てはまる必要があります。

【日本人の結婚の条件】

- 結婚できる年齢は、男性、女性ともに18歳以上です。
- すでに他の人と結婚していないこと。
- 結婚する2人が一定の家族関係にないこと。

(1) 日本人と外国人の結婚

日本で結婚するときは、日本の法律に合わせて手続きをします。あなたが今住んでいるところか本籍地の役所に次の書類(紙)を出します。

【必要なもの】

- 婚姻届書(結婚を証明する18歳以上の人2人の署名が必要です。外国人が署名するときは、その人の国の法律で成人している人)
- 婚姻届書を出す人の本人を確認できる書類(在留カード、特別永住者証明書、パスポートなど)
- 外国人配偶者の婚姻要件具備証明書とそれを日本語に翻訳したもの

※婚姻要件具備証明書で国籍、名前、生まれた年月日、性別のどれかが確認できないときは、次の書類(紙)も必要です。

- 外国人配偶者の国籍証明書(パスポートなど)とそれを日本語に翻訳したもの
- 外国人配偶者の出生証明書とそれを日本語に翻訳したもの

※日本語に翻訳したものの最後に、翻訳した人の名前と住所を書きます。

※配偶者…結婚する相手

婚姻要件具備証明書はそれぞれの国の駐日大使館でもらうことができます。

その人が自分の国の法律で結婚できる条件に全部当てはまることを証明します。

日本人と結婚する外国人は、大使館に婚姻要件具備証明書をもらってください。

詳しいことは大使館や、市区町村の役所などに聞いてください。

婚姻届が受け付けられたら、大使館が領事館に必要な書類(紙)を持って、手続きをします。詳しいことは大使館などに聞いてください。
 外国人配偶者は日本人と結婚した後、「日本人の配偶者等」に在留資格を変更する手続きをすることができます。

(2) 外国人と外国人の結婚

日本の方法で結婚するときは、2人のどちらかが住んでいるところの役所に次の書類(紙)を出します。

【必要なもの】

- ・婚姻届書(結婚を証明する18歳以上の人2人の署名が必要です。外国人が署名するときは、その人の国の法律で成人している人)
 - ・2人の婚姻要件具備証明書と、それを日本語に翻訳したもの
 - ・2人の国籍証明書(パスポートなど)と、それを日本語に翻訳したもの
- ※日本語に翻訳したものの最後に、翻訳した人の名前と住所を書きます。

婚姻届が受け付けられたら、大使館が領事館に必要な書類(紙)を持って、手続きをします。詳しいことは大使館などに聞いてください。

2

離婚

(1) 日本人と外国人の離婚

日本で暮らす日本人と外国人の夫婦が離婚する(結婚をやめる)ときは、日本の法律に合わせて手続きをします。

① 協議離婚

2人で話し合って離婚すること。

2人のどちらかが住んでいるところか、本籍地の役所に次の書類(紙)を出します。

【必要なもの】

- ・離婚届書(離婚を証明する18歳以上の人2人の署名が必要です。外国人が署名するときは、その人の国の法律で成人している人)
- ・日本人配偶者の住民票の写し
- ・届書を出す人の本人を確認できる書類(在留カード、特別永住者証明書、パスポートなど)

② 調停離婚

夫と妻の間で離婚する理由や条件などに違いがあって、協議離婚ができないときは、家庭裁判所に離婚調停を申し込むことができます。担当者が2人の意見を聞きます。こどもの親権や育てるお金、こどもと会う方法、財産の分け方などについて担当者が間に入り話し合って決めます。

ちょうてい せいりつ せいりつ ひ ふく にちいない りこんちょうしょ とう
調停が 成立したときは 成立した その日を含めて 10日以内に、離婚 調書の 謄
ほん りこんとどげしよ いっしょ だ りこん てつづ
本を 離婚 届書と一緒に出して 離婚の手続きをします。

③ 審判・判決・訴訟上の和解・請求の認諾離婚

ちょうてい せいりつ かていさいばんしよ りこん き
調停が 成立しなかったときは、家庭裁判所が 離婚を決めることがあります。そ
れを 審判離婚と います。また、裁判所に 訴えて 離婚をすることも できます。
それを 判決離婚と います。

しんぱん はんけつ りこん りこんとどげしよ しんぱんしよ とうほん かくていしやうめいしよ はんけつしよ
審判・判決離婚のときは、離婚 届書に 審判書の 謄本と 確定 証明書か判決書の
とうほん かくていしやうめいしよ いっしょ だ しよるい だ きかん しんぱん はんけつ かくてい
謄本と 確定 証明書を 一緒に出します。書類を 出せる 期間は 審判・判決が 確定
した その日を含めて 10日以内です。

そしやうじやう わかい せいきゅう にんだくりこん りこんとどげしよ ちやうしよ
訴訟上の 和解・請求の 認諾離婚のときは、離婚 届書に、それぞれの 調書の
とうほん いっしょ だ しよるい だ きかん にんだくりこん せいりつ ひ ふく
謄本を 一緒に出します。書類を 出せる 期間は 認諾離婚が 成立した その日を含
めて 10日以内です。

(2) 外国人同士 の離婚

おとつ つま こくせき おな く に ほुरりつ きやうざりこん せいど きやうざりこん てつづ
夫と妻の 国籍が 同じで、国の法律に 協議離婚の制度があれば、協議離婚の 手続き
ができます。国籍が 違う2人が 日本に住んでいるか、2人に 関係が深い国が 日本
のときは、日本の法律で 協議離婚が できます。

てつづきを するときは、2人の 国籍証明書、自分の国から もらった 2人が 結婚して
いることを 証明できるもの、自分の国で 協議離婚が できることを 証明できるも
のなどが 必要なときが あります。詳しいことは 大使館や 市区町村の役所などに 聞
いてください。

(3) 不受理 申出

おとつ つま ほんにん し あいだ おとつ つま りこんとどげ だ
夫か 妻の どちらかが 本人の 知らない間に、夫や妻などに 離婚届を 出されないよ
うに、市区町村の 役所に 不受理 申出を することが できます。2人の どちらかが
日本人であることが 条件です。この 申し出に 期限は ありません。取下書の 提出
があれば 終了します。

もう こ もう で ひと しよめい もう で ひと にほんじん ほんにん かくにん
申し込みに、申し出る人の 署名(申し出る人が日本人のとき)、本人を 確認できる
しよるい ざいりゅうかーど とくべつえいじゅうしやしやうめいしよ ぼすぼーと ひつやう もう で ひと
書類(在留カード、特別永住者証明書、パスポートなど)が 必要です。申し出る人
ほんにん まごうち てつづ
本人が窓口で 手続きをします。

ふじゅりもうしで けつこん きやうざりこん けつこん きやうざりこん けつこん きやうざりこん けつこん きやうざりこん
不受理申出が できるのは、結婚、協議離婚、養子縁組、協議養子離縁と 認知の届
だけです。

(4) 離婚後の在留資格

にほんじん けつこん にほんじん はいぐらうしやとう ざいりゅうしかく も がいこくじん りこん
日本人と 結婚した「日本人の配偶者等」の 在留資格を 持っている 外国人が 離婚
したときは 離婚した 日から 14日以内に 在留資格を 変更する 手続きが 必要です。

す ぼしよ ちか ち ほうにゆうこくかん り きょく てつづ
 住んでいる 場所から いちばん 近い 地方 入 国管理局で 手続きを してください。
 に ほんじん はいぐうしゃとう ざいりゅうしかく も がいこくじん ば あい ていじゅうしゃ
 「日本人の 配偶者等」の 在留 資格を 持っている 外国人は つぎの 場合に 定 住者へ
 の 在留 資格変更が 認められる ことがあります。なお、手続きに 必要な 書類など
 詳しいことは 地方 入 国管理局で 聞いて ください。

に ほんじん はいぐうしゃとう えいじゅうしゃ はいぐうしゃとう ざいりゅうしかく に ほん ま がいこく
 日本人の 配偶者等や、永 住者の 配偶者等の 在留 資格で 日本に 住んでいる 外国
 人配偶者が、結婚の状態を 6か月以上 続けないで 在留しているときは、正しい理由
 が ないと、しゅつにゆうこくざいりゅうかん り ちよう ざいりゅうしかく と け
 出入 国在留 管理庁が 在留 資格を 取り消すことが できます。
 ただ り ゆう れい に ほんこくせき も しんけん あらせ り こん ちようていちゅう
 ※正しい 理由の例：日本国籍を 持つこどもの 親権を争って、離婚の 調 停中のとき。